

平成21年2月20日

各位

上場会社名 株式会社くろがね工作所  
代表者名 取締役社長 神 足 泰 弘  
(コード7997 大証第二部)

問合せ先

責任者役職名 常務取締役 管理本部長  
氏 名 村 田 光 春  
(TEL. 06-6538-1010)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月16日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年2月26日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和55年法律第30号。)が廃止されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法の施行に伴い、株券を発行する旨を定めた現行定款第7条を削除するものであります。
- (2) 現行定款第8条の「(実質株主を含む。以下同じ。)」を、実質株主名簿が廃止されたことに伴い削除するものであります。
- (3) 決済合理化法の施行に伴い、株式に関する手続きは、原則として証券会社等が窓口となり、株主名簿管理人が直接取扱うことがなくなるため、現行定款第11条第3項の規定を削除するものであります。
- (4) 現行定款第12条の「本公司が発行する株券の種類ならびに」を決済合理化法の施行に伴い削除するとともに、株主様の権利行使の手続が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、記載内容を変更するものであります。なお、株券喪失登録簿については、法令の規定により株券不発行の定款変更をした日の翌日から起算して1年を経過するまでの備置義務があるため、附則に移設するものであります。なお経過期間満了により自動削除される規定を設けております。
- (5) 現行定款第13条第1項ならびに第48条の「株主名簿等」を、実質株主名簿が廃止されたことに伴い「株主名簿」に変更するものであります。
- (6) 条文の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本会社は株式に係る株券を発行する。  <u>2 前項の規定にかかわらず、本会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を本会社に請求することができる。</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。            3 <u>本会社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 本会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第7条 本会社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を本会社に請求することができる。</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本会社は株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。            (削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第14条～第47条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第48条 剰余金は毎事業年度の末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当する。</p> <p>2 前項の剰余金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。未払の剰余金には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第13条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 剰余金は毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当する。</p> <p>2 前項の剰余金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。未払の剰余金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>本会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年2月26日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年2月26日(木曜日)

以上